

須賀川市空家バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市空家バンク設置要綱（令和3年1月15日施行。以下「設置要綱」という。）に基づく須賀川市空家バンク（以下「空家バンク」という。）への空家等の登録を促進するため、空家バンクに登録した空家等の所有者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 設置要綱第2条第1号に規定するもの
- (2) 所有者等 設置要綱第2条第2号に規定する登録申込者

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、新たに空家バンクに登録した空家等（以下「登録物件」という。）の所有者等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、登録物件1件につき5万円とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家バンクの登録が決定した日から3月以内に、須賀川市空家バンク登録奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付は、奨励金の対象となった空家等1件につき1回までとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、須賀川市空家バンク登録奨励金交付決定(却下)通知書兼額確定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条に規定する交付の決定及び額の確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が奨励金の交付を受けようとするときは、須賀川市空家バンク登録奨励金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が次に掲げる要件に該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消し、須賀川市空家バンク登録奨励金交付決定取消通知書兼返還請求書(第5号様式)により、期限を定めて奨励金の返還を求めることができる。

(1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。

(2) 奨励金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(須賀川市空家バンク登録促進補助金交付要綱の廃止)

2 須賀川市空家バンク登録促進補助金交付要綱(令和3年7月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱による廃止前の須賀川市空家バンク登録促進補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金は、この要綱の規定により交付されたも

のとみなす。